

令和7年度(2025年度)

市政アンケートモニター「くるモニ」
第3回目調査報告書

I 調査の目的

市民の方の市政に関する意向やニーズを把握し、市の施策推進の参考データとして活用するとともに、市民の市政への関心を高め、理解を深める。

II 調査テーマ

「受動喫煙防止」

受動喫煙防止のためのルールの認知度や飲食店における受動喫煙防止対策

「障害を理由とする差別に関する認知度」

障害を理由とする差別に関する意識

III 調査の概要

- 1 調査地域 … 久留米市全域
- 2 調査対象者 … 満15歳以上の久留米市民から選任したモニター
- 3 調査方法 … インターネット調査
- 4 調査期間 … 令和7年9月4日(木)から9月17日(水)まで
- 5 モニター数 … 600人
- 6 回収結果 … 回収数460人 回収率76.7%
- 7 調査実施機関 … 久留米市 協働推進部 広聴・相談課

IV 回答者の属性

■性別	(%)
女性	57.0
男性	43.0
()	
合計	100

■年齢	(%)
15・16・17歳	4.8
18・19歳	3.0
20歳代	8.0
30歳代	15.7
40歳代	22.2
50歳代	22.2
60歳代	17.4
70歳以上	6.7
合計	100

■職業	(%)
農林漁業	0.4
自営業	4.6
給与所得者(常勤)	52.8
パート・アルバイト (学生は除く)	13.5
学生	9.1
家事に専念	7.8
無職	8.9
その他	2.8
合計	100

■居住地ブロック	(%)
東部	11.5
北部	13.5
中央東部	13.7
南東部	8.5
中央部	15.0
中央南部	18.7
南西部	9.3
西部	9.8
合計	100

【参考】

ブロック別	対応する校区
東部	山川・山本・草野・善導寺・大橋 船越・水分・柴刈・川会・竹野・水縄・田主丸
北部	小森野・合川・宮ノ陣・北野・弓削・大城・金島
中央東部	西国分・東国分・御井
南東部	上津・高良内・青峰
中央部	荘島・日吉・篠山・京町・南薫・長門石
中央南部	鳥飼・金丸・南・津福
南西部	荒木・大善寺・安武
西部	城島・下田・青木・浮島・江上 犬塚・三瀨・西牟田

V 調査結果

受動喫煙防止

喫煙状況、禁煙意向についておたずねします

問1 あなたは現在、たばこ(加熱式たばこを含む)を吸っていますか。
(あてはまるものを1つ選んでください)【回答数:460】

- | | |
|----------|-------|
| 1 吸っている | 11.3% |
| 2 吸っていない | 88.7% |

付問1 問1で「吸っている」と回答された方におたずねします。あなたは、禁煙を支援する事業があれば利用したいと思いますか。(あてはまるものを1つ選んでください)【回答数:52】

- | | |
|----------------------|-------|
| 1 利用して禁煙をしたい | 26.9% |
| 2 禁煙をしたいが、事業は利用したくない | 28.8% |
| 3 禁煙する予定はない | 44.2% |

付問2 付問1で「利用して禁煙をしたい」と回答された方におたずねします。次の事業のうち、あなたが利用したい支援は何ですか。(あてはまるものをいくつでも選んでください)【回答数:14】

- | | |
|-------------------------|-------|
| 1 禁煙治療費の助成事業 | 92.9% |
| 2 医師や保健師などの専門家が相談に応じる事業 | 42.9% |

受動喫煙への意識、受動喫煙防止のためのルールの認知度についておたずねします

問2 受動喫煙という言葉を知っていますか。(あてはまるものを1つ選んでください)

【回答数:460】

- | | |
|--------------------|-------|
| 1 知っていた(意味を理解していた) | 90.4% |
| 2 聞いたことがある | 7.6% |
| 3 知らない | 2.0% |

※ 受動喫煙とは

「たばこを吸わない人が自分の意志と関係なく、他人のたばこの煙を吸わされること」をいいます。たばこの煙には、発がん性物質が約70種類あり、喫煙者本人だけでなく、周囲の人にも健康への悪影響が及びます。受動喫煙により脳卒中、肺がんなどの危険性が高まります。

問3 あなたはどこで望まない受動喫煙にあう機会が多いですか。

(あてはまるものをいくつでも選んでください)【回答数:460】

- | | |
|---------------------------------------|-------|
| 1 飲食店 | 40.4% |
| 2 遊技場(パチンコ店、スロット店、麻雀店、ビリヤード場、ダーツバーなど) | 17.4% |
| 3 コンビニエンスストアの店頭 | 44.6% |
| 4 公園 | 15.9% |
| 5 路上 | 42.6% |
| 6 駅前広場(駅出入口付近) | 22.6% |
| 7 家庭内 | 10.0% |
| 8 自宅の玄関、ベランダやマンション共用部など | 12.2% |
| 9 その他(具体的に:) | 6.7% |
| 10 受動喫煙にあう機会がない | 10.7% |

問4 あなたは屋内(家庭は対象外)が原則禁煙であることを知っていますか。

(あてはまるものを1つ選んでください)【回答数:460】

- | | |
|---------|-------|
| 1 知っている | 69.6% |
| 2 知らない | 30.4% |

問5 あなたは喫煙者に受動喫煙が生じないように周囲へ配慮する義務があることを知っていますか。(あてはまるものを1つ選んでください)【回答数:460】

- | | |
|---------|-------|
| 1 知っている | 73.9% |
| 2 知らない | 26.1% |

問6 あなたは灰皿などの喫煙場所を設置する施設の管理者にも、受動喫煙が生じないように周囲へ配慮する義務があることを知っていますか。(あてはまるものを1つ選んでください)

【回答数:460】

- | | | |
|---|-------|-------|
| 1 | 知っている | 59.6% |
| 2 | 知らない | 40.4% |

飲食店における受動喫煙防止対策についておたずねします

問7 あなたは飲食店の入口で「喫煙可能店・禁煙」などのステッカーを見たことがありますか。(あてはまるものを1つだけ選んでください)【回答数:460】

- | | | |
|---|---------|-------|
| 1 | 見たことがある | 74.6% |
| 2 | 見たことがない | 25.4% |

(ステッカー例)



問8 あなたは、飲食店で喫煙が可能である場合、問7のようなステッカーを表示する義務があることを知っていますか。(あてはまるものを1つだけ選んでください)【回答数:460】

- | | | |
|---|------------------------------|-------|
| 1 | ステッカーを貼らないといけない条件まで、詳しく知っている | 6.1% |
| 2 | 詳しくは知らないが、聞いたことがあり、知っている | 44.1% |
| 3 | 知らない | 49.8% |

問9 入口にステッカー表示をしていることが、飲食店を利用する際の判断基準になりますか。(あてはまるものを1つ選んでください)【回答数:460】

- | | | |
|---|-----------|-------|
| 1 | 判断基準になる | 62.6% |
| 2 | 判断基準にならない | 37.4% |

付問1 問9で「判断基準になる」と回答された方におたずねします。あなたは、どの飲食店を利用したいですか。(あてはまるものを1つ選んでください)【回答数:288】

- | | | |
|---|--|-------|
| 1 | 全体が禁煙の表示がされている飲食店を利用したい | 57.6% |
| 2 | 一部が喫煙可能であっても、専用室が設置されているなど、分煙表示がされている飲食店を利用したい | 38.5% |
| 3 | 全体が喫煙可能な表示がされている飲食店を利用したい | 3.8% |

障害を理由とする差別に関する認知度

障害を理由とする差別に関する意識についておたずねします

久留米市では、令和6(2024)年4月に「久留米市障害を理由とする差別をなくす条例」を施行し、私たちが生まれながらに持っている人権や本来の権利を、障害の有無に関わらず、当たり前のこととして得られ、お互いが相手を大切に思い、誰もが共に生活していける地域社会を目指しています。

問10 あなたは障害がありますか。(障害者手帳を持っている、持っていないに関わらない)
(あてはまるものを1つ選んでください)【回答数:460】

- | | | |
|---|--------|-------|
| 1 | 障害がある | 7.0% |
| 2 | 障害がない | 91.7% |
| 3 | 答えたくない | 1.3% |

問11 あなたは「障害者差別解消法(平成28年(2016年)4月施行)」について知っていますか。
(あてはまるものを1つ選んでください)【回答数:460】

- | | | |
|---|-------------|-------|
| 1 | 内容まで知っている | 10.4% |
| 2 | 言葉は聞いたことはある | 32.2% |
| 3 | 知らない | 57.4% |

問12 あなたは久留米市で施行した「久留米市障害を理由とする差別をなくす条例」について知っていますか。(あてはまるものを1つ選んでください)【回答数:460】

- | | | |
|---|-------------|-------|
| 1 | 内容まで知っている | 4.1% |
| 2 | 言葉は聞いたことはある | 18.7% |
| 3 | 知らない | 77.2% |

問13 あなたは社会の中には障害のある人に対して、障害を理由とする差別や偏見があると思いますか。(あてはまるものを1つ選んでください)【回答数:460】

- | | | |
|---|----------------|-------|
| 1 | そう思う | 31.3% |
| 2 | どちらかといえばそう思う | 50.7% |
| 3 | どちらかといえばそう思わない | 13.7% |
| 4 | そう思わない | 4.3% |

問14 あなたは、障害を理由とする差別を受けたこと、または、差別を実際に見たり、聞いたりしたことがありますか。(あてはまるものをすべて選んでください)【回答数:460】

- | | | |
|---|-----------------------|-------|
| 1 | 受けたことがある | 4.3% |
| 2 | 見たことがある | 24.6% |
| 3 | 聞いたことがある | 42.4% |
| 4 | 受けたことや、見たり聞いたりしたことはない | 38.0% |

問15 障害のある人が地域で暮らすためには、社会の中にあるバリア「社会的障壁」を取り除くことが必要になります。あなたは社会的障壁がどのようなものか知っていますか。(あてはまるものを1つ選んでください)【回答数:460】

- | | | |
|---|--------|-------|
| 1 | 知っていた | 59.3% |
| 2 | 知らなかった | 40.7% |

※「社会的障壁」とは

●物理的なバリア

公共交通機関、道路、建物などにおいて、移動に困難をもたらすバリアのこと。
例えば、狭い通路や建物までの段差など。

●制度的なバリア

社会のルール、制度によって、能力以前の段階で機会の均等を奪われているバリアのこと。
例えば、学校の入試、就職や資格試験で、障害があることでさまざまな制約を受けることなど。

●文化・情報面でのバリア

情報の伝え方が不十分なために、必要な情報が平等に得られないバリアのこと。
例えば、視覚に頼ったタッチパネル式のみの操作盤、音声のみによるアナウンス。分かりにくい案内や難しい言葉など。

●意識上のバリア

周囲からの心ない言葉、偏見や差別、無関心など、障害のある人を受け入れないバリアのこと。
例えば、障害がある人に対する無理解、奇異な目で見たりかわいそうな存在だと決めつけたりすることなど。

問16 障害のある人が地域で暮らすためには、社会の中にあるバリアを取り除く配慮「合理的な配慮」が必要になることがあります。あなたは、合理的な配慮をしないことが「障害を理由とする差別」にあたることを知っていましたか。
(あてはまるものを1つ選んでください)【回答数:460】

- | | |
|----------|-------|
| 1 知っていた | 47.6% |
| 2 知らなかった | 52.4% |

※「合理的な配慮」の具体例

- 飲食店で障害のある人から「車椅子のまま着席したい」との申出があった。
【対応例】 机に備え付けの椅子を片付けて、車椅子のまま着席できるスペースを確保した。
- 障害のある人から「難聴のため手話によるコミュニケーションを希望する」との申出があった。
【対応例】 手話ができる者がいなかったため、筆談でのコミュニケーションを提案した。

問17 久留米市障害者福祉課では、障害を理由とする差別に関する相談を受け付けています。あなたはそのことを知っていましたか。(あてはまるものを1つ選んでください)
【回答数:460】

- | | |
|----------|-------|
| 1 知っていた | 22.4% |
| 2 知らなかった | 77.6% |

問18 障害者差別について理解を深めるために、あなたは、どのような取組みがあれば参加したいと思いますか。または、どのような取組みが必要だと思いますか。
(あてはまるものをいくつでも選んでください)【回答数:460】

- | | |
|---|-------|
| 1 ワークショップやセミナー(学校や地域での話し合いや学びの場) | 37.2% |
| 2 体験イベント
(障害のある人の日常生活を疑似体験するような体験型のイベント) | 39.3% |
| 3 障害のある人となない人の交流会 | 26.1% |
| 4 障害者アート展 | 20.4% |
| 5 障害のある人もない人も参加できるスポーツ大会 | 26.1% |
| 6 SNS、ホームページ、広報誌などによる情報発信 | 38.3% |
| 7 その他(具体的に:) | 4.1% |
| 8 参加したい取組みはない | 10.0% |
| 9 わからない | 7.8% |